鹿児島県医師会認定かかりつけ医制度

１．かかりつけ医の定義

「なんでも相談できる上、最新の医療情報を積極的に学び、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」

２．かかりつけ医の役割

１）医療的役割

日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、自己の専門性に基づき、医療の継続性を重視した適切な診療を行い、自己の範疇を超える様々な診療科にわたる広い分野において、地域における連携を駆使して、的確な医療機関への紹介（病診連携・診診連携）を行い、患者にとって最良の解決策を提供する。

自らの守備範囲を医師側の都合で規定せず、患者のもちかける保健、医療、福祉の諸問題に、なんでも相談できる医師として全人的視点から対応する。

２）社会的役割

日常行う診療の他には、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。

また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療に理解を示す。

３．資格

１）鹿児島県内で医療活動を行っており、かかりつけ医の定義を満たす者。
２）かかりつけ医の役割を果たす者。
３）「かかりつけ医の目標」のポスターを施設内に掲示し、それに努力する。
４）日本医師会生涯教育講座の受講を必修とし、認定証を取得していること。
５）地域保健医療活動に会員は２つ以上、非会員は４つ以上従事していること。

４．かかりつけ医の目標

１）患者さんの現在の病気だけでなく、これまでの健康状態を理解し、適切な診療を行います。
２）病院や他の診療所とも連携し、つぎ目のない最良の医療を目指します。
３）患者さんから寄せられた保健・医療・福祉などの問題に、何でも相談できる医師として、全人的に対応します。
４）地域の一員として地域住民の皆さんと信頼関係構築に努めます。
５）健康相談等の地域の社会的活動に積極的に参加します。
６）保健・介護・福祉関係者との連携に努めます。
７）地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう、在宅医療に取り組みます。

５．地域保健医療活動（会員２つ以上、非会員４つ以上）

１）学校医・園医
２）産業医
３）地域産業保健センター活動
４）健康スポーツ医活動
５）行政（保健所）と契約して行っている検診
６）定期予防接種
７）認知症サポート医、もの忘れの相談ができる医師
８）在宅診療の実施
９）医師会、専門医会、自治体、保健所関連の各種委員
10）介護保険認定審査委員
11）市民を対象とした講座等での講演
12）平日夜間、休日当番医
13）地域行事（健康展、祭りなど）患者会活動への医師としての支援

６．認定要件

３年に１度、３の資格を全て満たしていること。

７．認定時期

４月１日とする。

８．手続き

１）鹿児島県医師会より会員宛て申請書を送付する。
２）会員は郡市医師会を通じて申請書を鹿児島県医師会へ提出する。
非会員は審査料を添えて現金書留で直接鹿児島県医師会へ提出する。
非会員には事前に役員が面接を行い、申請の内容について確認を行う。
３）鹿児島県医師会は、審査委員会を設置し、提出された申請者の日本医師会生涯教育認定証の取得状況並びに地域保健医療活動状況を審査する。
４）審査委員会において承認された者に対し、認定証を交付する。
５）日本医師会生涯教育制度認定証の取得に合わせて毎年申請を受け付ける。
６）認定期間は３年とする。

９．審査料

会員は無料、非会員は 10,000 円とする。

10．登録料

会員は無料、非会員は 30,000 円とする。

問い合わせ先：公益社団法人　鹿児島県医師会（庶務課）
〒890-0053　鹿児島市中央町８－１　TEL０９９－２５４－８１２１